

神奈川県青少年赤十字活動推進のための助成金交付要綱

(目的)

第1 本要綱は、神奈川県内で青少年赤十字に登録している学校（園・団体）（以下「登録校」という。）のなかで、他校の模範となる活動に取り組む登録校に、神奈川県青少年赤十字活動推進のための助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、青少年赤十字活動の充実及び発展に資することを目的とする。

(助成金の交付対象となる活動)

第2 助成金は、青少年赤十字の実践目標「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」及び態度目標「気づき、考え、実行する」並びに日本赤十字社神奈川県支部（以下「支部」という。）の事業計画を踏まえ、かつ先導的で特色のある活動に取り組んでいる、または今後取り組もうとする登録校に対し交付するものとする。

(助成金の申請)

第3 助成金の交付を希望する登録校は、「神奈川県青少年赤十字活動推進のための助成金申請書」（様式1）を作成し、日本赤十字社神奈川県支部長（以下「支部長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付)

第4 支部長は、助成金の交付申請があった場合は、申請書を審査のうえ、第2項の活動を行う登録校に対して助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、新規活動の開始または継続活動の拡大時の一時金として充当されるものとする。

(助成金の交付額)

第5 助成金の交付額は、登録校1校につき30,000円を限度とし、本事業の当該年度の予算の範囲内とする。

但し、本要綱第7の規定により、予算を超えて交付する場合にはこの限りではない。

(助成金の充当対象)

第6 助成金の交付を受けた登録校（以下「助成校」という。）は、本要綱の目的に従い、助成金を、教材費・資材費など当該活動を実施するうえで必要な経費に充当するものとする。

(助成校の選定)

第7 支部における、本事業の当該年度の予算を超える交付申請があった場合は、過去の助成金の交付の有無や校種のバランスを踏まえ、助成校を選定する。

(交付の取り消し)

第8 助成校が次の事項に該当した場合は、助成金の交付を取り消すものとする。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 青少年赤十字活動を中止したとき

2 助成金の交付を取り消した場合は、助成金の返還を求めるものとする。

(活動の報告)

第9 助成校に対し、報告会での事例発表等を求めることができるものとし、実績報告については支部のホームページや事業案内パンフレット等に掲載し、広く一般に公表するものとする。

(助成金の精算)

第10 助成金は、助成事業完了後2カ月以内、または当該年度の2月末までに精算するものとし、助成校は、「青少年赤十字活動実施報告書」（様式2）及び「青少年赤十字活動助成金精算報告書」（様式3）を作成し、支部長に提出するものとする。なお、精算の結果、剰余金が生じた場合は、翌年度に繰越すことなく、全て返納するものとする。

(助成金の保管と支出)

第11 助成金は、助成校において保管し、必要な都度諸経費を支出するものとする。

(証拠書類の保管)

第12 助成校は、助成金の収支に関し、必ずこれを明確にする帳簿を備え付けるとともに、支出に伴う証憑書類を3年間保存しておくものとする。

(スケジュール)

第13 本事業は次のスケジュールのとおりに実施する。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 前年度3月 | 登録校に対して事業実施を通知
(期中の新規登録校については登録の際ご案内する) |
| (2) 当該年度9月末まで | 助成金申請書（様式1）の提出 |
| (3) 様式1受付の翌月末まで | 助成校の選定、交付（不交付）決定通知 |
| (4) 様式1受付の翌々月末まで | 助成金交付 |
| (5) 当該年度2月末まで | 実施報告書（様式2）、精算報告書（様式3）の提出 |
| (6) 当該年度3月中旬まで | 剰余金の返納 ※発生した場合のみ |

附 則

平成22年5月15日に制定した「神奈川県青少年赤十字活動推進のための助成金交付要項」を廃止し、令和5年12月8日から本要綱を施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。